

## 新潟市秋葉区農業委員会令和3年度4月定例総会議事録

1 開催日時 令和3年4月30日（金）午後3時30分から午後4時10分

2 開催場所 秋葉区役所 603 会議室

3 出席委員 (15人)

委員	1 番	鈴木 儀一
委員	2 番	長井 範親
委員	3 番	砂原 剛
農政振興部会長	4 番	佐藤 英一
委員	5 番	佐々木 和美
農地部会長	7 番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8 番	坂上 静男
委員	9 番	早川 秀則
委員	10 番	窪田 陽一
委員	11 番	上田 一男
会長	12 番	小倉 栄造
委員	13 番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14 番	平野 栄治
農地部会長職務代理者	15 番	松田 洋一
委員	16 番	佐藤 千穂子

4 欠席委員 6 番 笠原 綱生

5 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

1 番	鈴木 儀一
2 番	長井 範親

### 第2 議事

議案第 1 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 2 号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第 3 号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長	枝並 和孝
事務局次長	島倉 孝司
農地係長	田中 学
農政振興係長	白川 文夫

## 7 会議の概要

事務局長 (枝並局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和3年度4月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は、6番笠原委員から欠席届をいただいておりますが、定足数を満たしており、会議は農業委員会会議規則第4条により成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。  (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので1番・鈴木委員、2番・長井委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長 議案第 1 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (白川係長) 議案書 1 ページ、議案第 1 号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。

1 ページは売買、新津地区 1 件、筆数 3 筆、面積 3,939 m<sup>2</sup>であります。

2 ページは利用権の移転、新津地区 1 件、筆数 3 筆、面積 1,661 m<sup>2</sup>であります。

3 ページは中間管理事業分、新津地区 2 件、小須戸地区 1 件筆数 39 筆、面積 40,777 m<sup>2</sup>であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

4 ページをご覧ください。

「新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）」案でございます。農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は令和 3 年 5 月 19 日となります。

5 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長 それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします

(窪田委員退席)

議長 ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 皆さんからご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第1号は、原案どおり決定しました。  
ここで退席委員の入室を許可します。

(退出委員入室)

議長

それでは次に移ります。  
議案第2号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(田中係長)

6ページをご覧ください。「議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について」ご説明します。

議案書6ページ 番号1 全体地図案件番号5条—1をご覧ください。

借受人 社会福祉法人A 理事長B氏

貸付人 C 氏

小向地区の案件で、須佐推進委員の担当地区です。

本件は露天駐車場許可申請で、施設の対抗地に5台分の駐車場を設置するものです。

申請地は農振農用地区域外農地 田1筆, 255㎡で、10ha未満の一団の農地に存することから第2種農地と判定し、代替性の検討を行ったうえ許可されるものです。

本件は施設の性格上、福祉車両の保持が不可欠かつ、利用者の安全確保の面からも施設周辺に駐車場の設置が求められることから、従来は一時転用により他所を駐車場としていたところ、この度転用期間が満了したことから、今後も永続的に駐車場の確保をすべきとの判断から本申請に及んだものです。

次に議案書6ページ 番号2 全体地図案件番号5条—2をご覧ください。

譲受人 D 氏

譲渡人 E 氏ほか1名

新保地区の案件で、佐藤推進委員の担当地区です。

本件は、個人住宅建設敷地に係る許可申請です。

申請地は農振農用地区域外農地 畑1筆, 491㎡で、10haの一団の農地に接続することから第1種農地と判定し、代替性の検討を行ったうえ集落接続により許可されるものです。

本件は将来的な高齢者介護を前提として祖父母の住居に隣接する申請

地を転用し、個人住宅を建設する目的で申請に及んだものです。

只今ご説明しました2件は、いずれも移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

令和3年4月26日に開催されました農地部会における、農地法第5条許可申請2件について報告します。

議案書6ページ1番の案件です。

本件の転用者社会福祉法人A職員F氏及び補助者G氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。

それによれば、今までの駐車場は借地により一時転用許可を受け使用していたが、一時転用許可期間満了に伴い農地へ復旧し、今後は施設の性質上隣接地に永久転用の上、確保することが望ましいとの判断から申請に及んだとのことでした。

また、敷地内にあるビニルハウスの今後の扱いと、今まで使用していた駐車場の農地復旧状況を尋ねたところ、ハウスは全部撤去済みであり、農地の復旧はすでに行い、所有者に引き渡したとのことでした。

部会からは転用を確実にを行うことを指導し、出席者もこれを了承しました。

次に、議案書6ページ2番の案件です。

本件の申請者D氏の代理人H氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。

それによれば、申請者の結婚を機に新居を建設するにあたり、高齢である祖父母の介護を見据え、隣接敷地の建設を計画したため申請に及んだとのことでした。

計画はいつごろから開始したか尋ねたところ、代理人に依頼があったのは昨年末とのことでしたが、詳細は承知していないとのことでした。

また、下水接続ではなく浄化槽設置する理由を尋ねたところ、前面道路には本管が設置されていないためとのことでした。

部会としては許可後に申請通り転用するよう指導し、出席者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

追加議案書第3号議案 農地法第3条許可申請に関する意見決定について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(田中係長)

「追加議案書 議案第3号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について」ご説明します。

追加議案書1ページ 番号1 全体地図案件番号3条—1をご覧ください。

譲受人 I 氏

譲渡人 J 氏

及び K 氏の法定代理人 L 氏

大秋地区の案件で、四柳推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は 田1筆 396㎡です。

譲受人は妻と共に水稻を主体に経営を行っており、申請地と合わせて約

事務局  
(田中係長)

5. 1haの栽培を予定しております。

譲渡人労力不足により農地の保持が難しく、譲受人に買取を申し出たものです。

申請地は農振農用地区域内農地で、10アール当たりの対価は12.6万円です。

次に、追加議案書1ページ 番号2 全体地図案件番号3条—2をご覧ください。

譲受人 M 氏

譲渡人 N 氏

六郷地区の案件で、土田推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は 畑1筆 411㎡です。

譲受人は妻と共に水稻を主体に経営を行っており、申請地と合わせて約3.9haの栽培を予定しております。

譲渡人労力不足により農地の保持が難しく、規模拡大を目指す譲受人に買取を申し出たものです。

申請地は農振農用地区域外農地で、10アール当たりの対価は30万円です。

なお、只今ご説明しました2件は、いずれも移転行為の妨げとなる権利を有する者はおらず、農地法第3条第2項各号に抵触いたしません。

また、農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会における、農地法第3条許可申請2件について報告します。

追加議案書1ページ1番の案件です。

本件の譲受人 I 氏 から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、申請者の圃場について昨年特定作業受委託を受けたが、この度譲渡人の希望により譲り受けることとなった。

部会からは許可後は申請通り耕作することを指導し、申請者もこれを了

解しました。

追加議案書 1 ページ 2 番の案件です。

本件の譲受人 M 氏 から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、当該農地は譲渡人がハウスを設置し、昨年までの耕作者に貸し付けていたところ、耕作者が急遽離農するにあたり新たな引受先を探していたとのことでした。

一方、譲受人も申請地は自宅前であるとともに、近い将来育苗ハウスの建て替えを検討していたところ、建付けのまま譲渡しの申し入れがあったことから合意したとのことでした。

部会からは許可後は申請通り利用することを指導し、申請者もこれを了解しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 3 号は許可相当として意見決定することとしました。

議長

それでは次に移ります。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

新潟市農用地利用配分計画(案)について

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について  
農地の転用事実に関する照会書について  
農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について  
農地法第 5 条転用届出に関する受理について  
一括して事務局の説明をお願いします。

事務局  
(白川係長)

議案書の 7 ページをご覧ください。  
「新潟市農用地利用配分計画（案）について」であります。  
新津地区 2 件、小須戸地区 5 件筆数 39 筆、面積 40,777 m<sup>2</sup>であります  
つづいて議案書の 10 ページをご覧ください。  
「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」  
賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。  
記載のとおり 2 件受理いたしました。

事務局  
(田中係長)

11 ページをご覧ください。  
報告事項 農地の転用事実に関する照会書についてです。  
記載内容のとおり 2 件回答しました。  
12 ページをご覧ください。  
報告事項 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について  
です。  
記載内容のとおり 2 件受理しました。  
最後に 13 ページをご覧ください。  
報告事項 農地法第 5 条転用届出に関する受理についてです。  
記載内容のとおり 2 件受理しました。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いた  
だきたいと思えます。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和 3 年度 4 月定例総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 鈴 木 儀 一

署名委員 長 井 範 親